日東精工株式会社 環境品質保証に関する方針

基本理念

日東精工株式会社は、地球環境の保全を優先課題の一つとして強く認識し、企業活動のあらゆる面で環境問題に 配慮して行動し、社会の発展に貢献する。

生産に関わる部品、材料、製造工程における地球環境への影響を配慮し、環境にやさしい製品の提供を行う。

環境品質保証に関する方針

日東精工株式会社は「顧客に対し最大の満足を提供する」を環境品質保証に関するビジョンとし、製品に関わる 対象の物質を以下のように定め使用禁止、全廃を図る。

1. 使用禁止物質

- ①カドミウム及びカドミウム化合物
- ②PBB(ポリブロモビフェニル) 類及びPBDE(ポリブロモジフェニルエーテル) 類
- ③PCB(ポリ塩化ビフェニル)類
- ④ポリ塩化ナフタレン類
- ⑤有機すず化合物 (トリブチルすず類・トリフェニルすず類)
- ⑥石綿 (アスベスト)
- ②アゾ化合物(分解によりアミンを発生する可能性がある物質、または人体に持続的に触れることを前提として作られた製品の人体接触部分)
- ⑧ホルムアルデヒド
- ⑨塩素系有機溶剤

(ジクロロメタン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1,1,2- トリクロロエタン・1,2- ジクロロエタン・1,1- ジクロロエチレン・シス -1,2- ジクロロエチレン・クロロホルム 等)

- ⑩HCFC(代替フロン) 類
- ⑪POPs(残留性有機汚染物質)(PFOA、PFOS等)

2. 全廃物質

- ①水銀および水銀化合物
- ②PVC(ポリ塩化ビニル)及びPVC混合物
- ③PBB、PBDE以外の有機臭素化合物(臭素系難燃剤)
- ④塩素化パラフィン(塩素系難燃剤・可塑剤)
- ⑤鉛および鉛化合物
- ⑥六価クロム化合物

日東精工株式会社は上記環境管理物質に該当する物質が発生した場合、使用禁止、全廃の措置をとる。 この環境品質保証に関する方針は全社員に周知すると共にユーザー先からの要求に対して開示する。

2025年 1月 1日

環境管理責任者 取締役 兼 常務執行役員 山添 重慎

